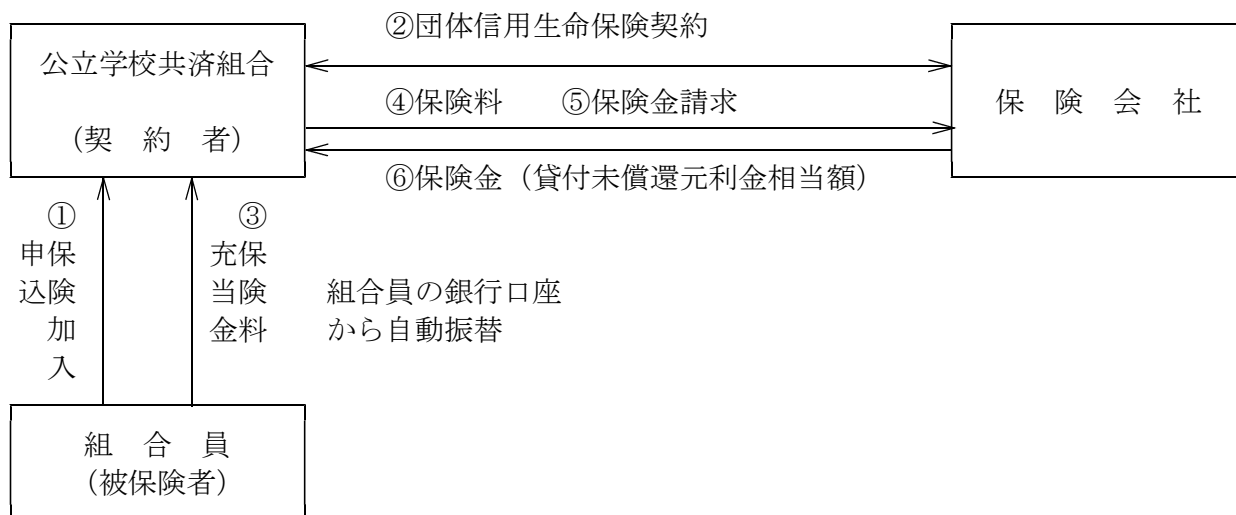


公立学校共済組合団体信用生命保険制度（団信制度）

1 団信制度

この制度は、共済組合から住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る住宅貸付け又は教育貸付けを借り受けた組合員を被保険者とし、共済組合が契約者となって保険会社と契約し、借受人である組合員が償還期間中に死亡したり一定の障害状態になった場合、借受人に代わって保険会社が残存債務の一切を契約者（共済組合）に返済する仕組みです。

（制度のしくみ）



（1）適用対象者

住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る住宅貸付け又は教育貸付けの借受人（一つの貸付けの貸付金額が 50 万円未満の場合は除く。）で、貸付けの申込時に団信適用の申出をした者又は中途加入をした者。（ただし、健康状態により適用とならないこともあります。）

（2）申込手続

新規加入の場合は、貸付けの申込時に「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」を提出してください。

中途加入の場合は、一年に一度、支部から所属所を通して中途加入の募集を行いますので、その際に上記申込書を提出してください。申込用紙は支部に請求してください。

（3）保険料充当金の負担

借受人は、貸付金の未償還元金に基づいて、保険料充当金を負担します。（年に 1 回、指定口座からの自動振替です。）

2 債務返済支援保険

この制度は団信の特約として実施する制度で、団信の適用を受けている借受人が、償還期間中に傷病（所定の精神障害を含む。）により就業できなくなった場合に、保険会社から加入者へ、貸付金の償還金相当額（平均返済額）を保険金として毎月（最長 3 年間）支払うものです。

（1）適用対象者

団信適用の申出と同時に加入を申し出た者。（ただし、健康状態により適用とならないこともあります。）

なお、債務返済支援保険への加入は団信の申込時のみ可能です。新たに債務返済支援保険のみに加入することはできません。（団信のみ加入している者を含む。）

(2) 申込手続

団信適用の申出と同時に加人を申し出てください。

(3) 保険料充当金の負担

借受人は、毎月の償還額とボーナス償還額の年間合計額を12で除した平均返済月額の額に基づいて、保険料充当金を負担します。(年に1回、指定口座からの自動振替です。)

3 保険金が支払われる「一定の障害状態」について

団信適用日以後の傷害又は疾病を原因とする次の(1)又は(2)のいずれかの障害状態をいいます。

(1) 高度障害状態

下記8項目の身体障害状態のいずれかにあることをいいます。障害状態は所定の障害診断書の査定結果をもって判定します。

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの。
- ②言語又はそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。
- ③中枢神経系又は精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの。
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの。
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの。
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、下肢を足関節以上で失ったもの。

(2) 障害特約に基づく障害状態

障害共済年金の障害の程度1級と認定された障害状態(具体的には下記10項目の身体障害状態のいずれかに該当した場合)をいいます。

- ①両眼の視力の和が永続的に0.04以下のもの。
- ②両耳の聴カレベルが永続的に100デシベル以上のもの。
- ③両上肢の機能に永続的に著しい障害を有するもの。
- ④両上肢のすべての指を欠くもの。
- ⑤両上肢のすべての指の機能に永続的に著しい障害を有するもの。
- ⑥両下肢の機能に永続的に著しい障害を有するもの。
- ⑦体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を永続的に有するもの。
- ⑧前各号が掲げるもののほか、身体の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
- ⑨精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの。
- ⑩身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの。

なお、この特約に係る保険料充当金について適用者の負担はありません。

4 保険金が支払われない場合

- (1) 適用申込時の「告知事項」に虚偽があった場合。
- (2) 保障の開始日から1年を経過する前に自殺したとき。
- (3) 適用者の故意により死亡又は一定の障害状態になったとき。
- (4) 戦争その他の変乱により死亡した場合又は一定の障害状態になったとき。
- (5) 保障開始日より前に発生した障害や疾病を原因として一定の障害状態になったとき。

5 その他

団信制度に関する詳細については、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)にお問い合わせください。(フリーダイヤル 0120-080-456)

貸付保険制度

この制度は、共済組合が保険契約者及び被保険者となって損害保険会社と契約し、貸付けの借受人が債務を履行できなくなった場合に、その償還不能分を損害保険会社から保険金として受け取り、後日、借受人は損害保険会社へ返済を行うというものです。

組合員が貸付けを受ける際に、抵当権設定や連帯保証人の選任を行うという煩わしさを省いて組合員の利便を図るとともに、共済組合の債権の保全を強化することを目的としています。

保険料は共済組合が支払いますが、借受人は貸付金保険料充当金として保険料の一部を負担します。貸付けを行う際に、貸付金保険料充当金率（年利0.06%）を貸付利率に加算しています。